

発行所：Be Ambitious 社会保険労務士法人
〒103-0016 東京都中央区日本橋小網町1 3-2
オーチャー小網町ビル1階・6階
TEL：03-6661-6597 FAX：03-6661-6598

MAIL:gyoumu@sr-iino.com

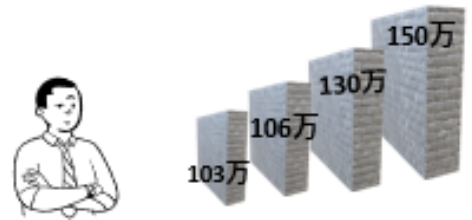
URL: <https://www.sr-iino.com/>

■「年収の壁」とは？

2023年10月「年収の壁」への対策として、政府から「年収の壁・支援強化パッケージ」が発表され話題となりました。

「年収の壁」とは、会社員や公務員に扶養されて働く配偶者の年収が一定額を超えると、それまで負担することのなかった税金や社会保険料を自ら負担することになり、配偶者の手取りが減ってしまいます。

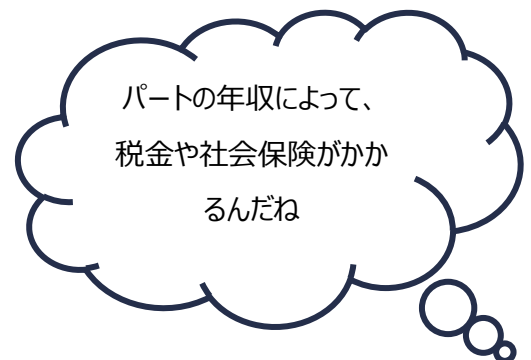
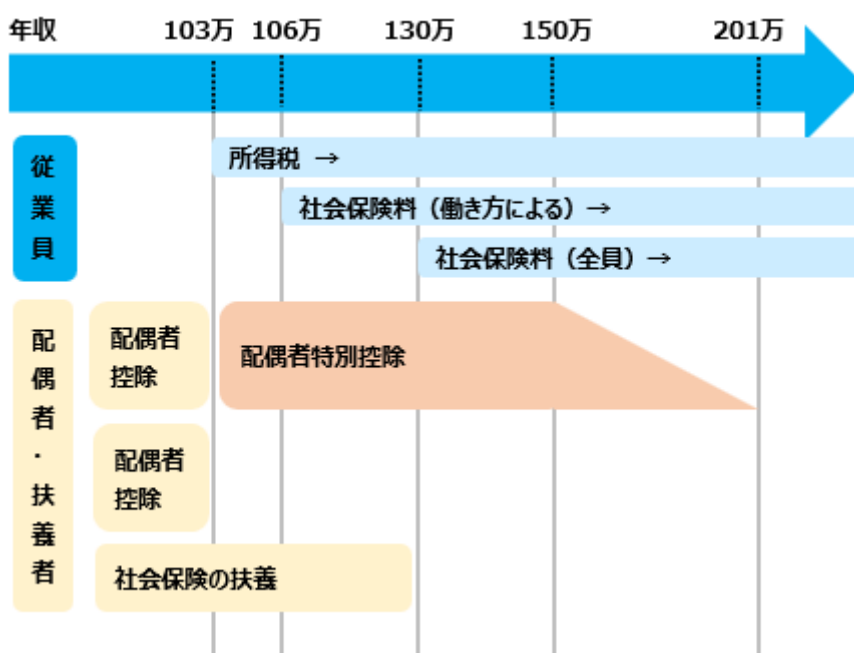
この一定額のボーダーラインを「年収の壁」と呼んでいます。



■年収の壁が問題となる背景

慢性的な人手不足に直面する中小企業において、人材確保や物価高、さらに最低賃金引き上げの対応のため賃上げをする動きが広まりつつあります。その一方で、パート・アルバイトが年収130万円など一定額を超えないように調整する「年収の壁」の存在が人手不足の要因と指摘されています。

■年収の壁の図表



■社会保険に関わる壁

ここでは社会保険に関する「年収の壁」についてピックアップしてお伝えします。

①106万円の壁

次の条件にあてはまると配偶者はパート先の社会保険に加入しなければなりません。

ただし、現時点ではパート先の事業所の従業員 101 人以上を対象にしていますので、従業員 100 人以下の事業所は次の②をご覧ください。なお、2024 年 10 月以降は従業員 51 人以上の企業が対象となります。

- ・ 月額 88,000 円以上
- ・ 週の所定労働時間が 20 時間以上
- ・ 雇用見込みが 2 カ月を超える
- ・ 学生ではない従業員 101 人以上の企業が対象

それまで従業員の扶養に入っていた配偶者は、年 16 万円程度の保険料負担が発生し、手取りが減ります。

例えば・・・

- ・ 従業員の年収 500 万円
- ・ 配偶者（40 歳未満）のパート収入 1 ヶ月 90,000 円（従業員 101 人以上の事業所に勤務）

配偶者の年収は $90,000 \text{ 円} \times 12 \text{ か月} = 108 \text{ 万円}$ となり、106 万円を超えるためパート先で健康保険と厚生年金保険に加入する必要があります。加入した場合、毎月健康保険料 4,400 円（協会けんぽ東京支部）と厚生年金保険料 8,052 円が控除されます。

②130万円の壁

130 万円以上になると配偶者の社会保険の扶養から外れます。この 130 万円には交通費や残業代なども含まれます。しかし 106 万円の壁と異なり、通常の厚生年金の加入条件は週 30 時間以上の勤務でないと厚生年金に加入できず、国民年金保険と国民健康保険に入ることになりますので、将来の厚生年金の受給などなく、単に保険料の負担だけが発生します。

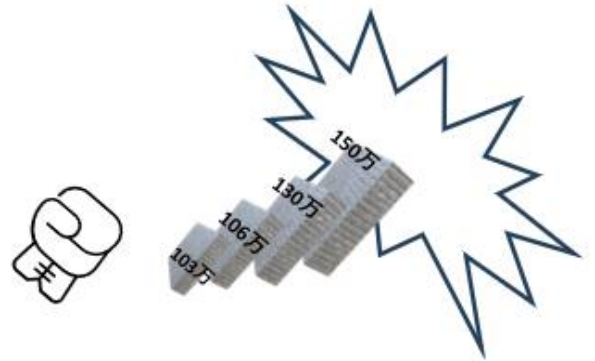
今回の「年収の壁・支援強化パッケージ」では年収が 130 万円を超えても、それが人手不足に対応するための一時的なものであることをパート先の事業主が証明すれば、連続 2 年までは配偶者の扶養にとどまられることになりました。ただし、基本給があがったときや手当が新設された場合等は一時的なものと認められませんので、どんな場合に一時的と判断するかはパート先の保険者（健康保険組合や協会けんぽ）に確認が必要です。

■ 「年収の壁」を気にせず働く方法も

「年収の壁」を超えると目先の手取りが減ってしまいますが、社会保険の加入にはメリットもあります。

- ① 傷病手当金や出産手当金がもらえる
- ② 将来もらえる年金額が増える
- ③ 障害厚生年金・遺族厚生年金も受け取れる

手取りが減ってしまうのを避けるために 106 万円の壁、130 万円の壁を意識して働くのもひとつの考えですが、働く意欲があるにもかかわらず、年収の壁を意識して調整しているのであれば、年収の壁を気にせず働くのもよいかもしれません。



【年末年始のお知らせ】

2023年12月28日(木)から2024年1月4日(木)は 年末年始休業とさせていただきます。
新年は 2024年1月5日(金)9:30 からの営業となります。何卒よろしくお願い申し上げます。